

JIS

鉄道車両－旅客用腰掛

JIS E 7104 : 2015

(JARI/JSA)

平成 27 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	西 江 勇 二	公益財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	安 斎 信 雄	一般社団法人日本鉄道電気技術協会
	石 井 明 彦	東京都交通局
	磯 村 陽 治	一般社団法人日本鉄道施設協会
	岡 方 義 則	新日鐵住金株式会社
	金 杉 和 秋	西武鉄道株式会社 (一般社団法人日本民営鉄道協会)
	櫛 田 宏 一	JFE スチール株式会社
	島 田 富美朗	株式会社日立製作所
	田 中 裕 輔	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	寺 内 伸 雄	日本貨物鉄道株式会社
	中 島 康 成	東日本旅客鉄道株式会社
	西 垣 昌 司	株式会社総合車両製作所
	日 向 和 雄	一般社団法人信号工業協会
	本 間 英 寿	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	柳 川 秀 明	鉄道機器株式会社 (一般社団法人鉄道分岐器工業協会)
	若 月 輝 行	大阪製鐵株式会社

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 55.7.15 改正：平成 27.1.20

官 報 公 示：平成 27.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-2 淡路町サニービル TEL 03-3257-1901)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 西江 勇二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	5
5 安全性能	6
5.1 材料	6
5.2 二次衝突対策	6
5.3 可動機構部の安全対策	6
5.4 ヒータ部の安全対策	7
5.5 主構造部材の強度余裕	7
6 構造・寸法	7
6.1 形状及び寸法	7
6.2 掛け心地	7
6.3 可動機構の操作性	7
6.4 バリアフリーへの対応	7
6.5 外観及び仕上げ	7
7 試験	8
7.1 試験の種類	8
7.2 強度及び耐久性試験の方法	8
7.3 形状及び寸法試験の方法	14
7.4 可動機構の操作性試験の方法	15
7.5 外観及び仕上げ試験の方法	15
附属書 A (参考) 旅客用腰掛の形状及び寸法	16
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄道車輛工業会（JARI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS E 7104:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鉄道車両—旅客用腰掛

Rolling stock—Seats for passengers

序文

この規格は、1980年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2002年に行われたが、その後の技術開発によって一般化された新しい構造の旅客用腰掛に対応するために改正した。なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、電車、内燃動車及び客車に用いる旅客用腰掛のうち、座面及び背ずりに詰め物を内蔵し、表地で覆った構造の腰掛（以下、腰掛という。）について規定する。

この規格の腰掛は、次の5種類とするが、受渡当事者間の協定によって、これ以外の構造の腰掛についてもこの規格の一部又は全部を適用することができる。

- a) ロングシート
- b) クロスシート
- c) 転換シート
- d) 回転シート
- e) 回転リクライニングシート

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS E 4001** 鉄道車両—用語
- JIS E 4031** 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法
- JIS L 0206** 繊維用語（織物部門）

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS E 4001** 及び **JIS L 0206** によるほか、次による。

3.1

種類

3.1.1

ロングシート（long seat）

レール方向に座席を並べ、背ずりの背面を側構体に密着させ、側構体及び／又は床に座席の向きを固定する腰掛（**JIS E 4001** の長手腰掛と同じ。）。構造例を、**図 1** に示す。